

## 特集：イスラームと体制転換

---

### 企画の趣旨

企画委員 伊藤 知義

本研究会の前身は社会主義法研究会である。資本主義体制と並び立ち、これに対抗する体制であった社会主義を法的な側面から研究する者たちが集まって、旧ソ連、東欧諸国、中国、ベトナム、北朝鮮、キューバなどを分析の対象として研究を進めてきた。その社会主義体制が地球上の多くの地域で崩壊した後、研究会も対象を拡大して、「社会体制と法」研究会と名称を変えた。

この研究会の研究対象は、資本主義体制に収斂されない、あるいは収斂されていない地域であり、それと西欧起源の資本主義体制との緊張関係が研究の重要な内容を占めている。資本主義体制の歴史的必然性、普遍性に対し批判的な観点から研究を続けているという点では、社会主義法研究会の時代と共通する要素が強いと個人的には感じている。

資本主義体制、あるいは近代法秩序（人権、民主主義など）と厳しく対立する社会体制としては隣国中国が近年とみにその存在感を増しているが、全地球的な観点から見れば、イスラーム諸国が中国に勝るとも劣らぬ独自性と存在感を世界中に示し続けてきたし、現在も示し続けている。ヨーロッパで生まれた文明でないという点では、中国文明もイスラーム文明もアジア文明に分類できるのだろうが、イスラームはその原理からいってもアジアという特定の地域を存立基盤とするのではなく、全人類に神への帰依を呼びかける文明である。コーランが旧約聖書と重なる内容を数多く持つことから明らかなように、近代法を生み出したキリスト教と共通の源を持ち、その意味ではヨーロッパ（特にその発祥の地であるギリシア、ローマの文明を生んだ地中海文明）との共通性も見いだせる。その世界的、あるいは「ヨーロッパ的・地中海的な」イスラームがアジアにおいてどのように受け入れられてきたか、さらに、グローバリゼーションの流れの中でどのように変容しつつあるのか。そういった関心につながる可能性のある発表を3先生にさせていただけることとなった。

社会体制としてのイスラームは、資本主義社会、社会主義社会、東アジア社会と同じような意味で成立していると言える。その社会体制を支える法原理がいかなるものであるかという点については、日本においてもかなり広く知られるようになってきた。しかし、イスラームというと、依然としてアラブ人やペルシャ人の宗教ないし原理であるというイメージが強い。国として最大のイスラームを抱える国がアジアのインドネシアであることは、あまり意識されていないように見える。イスラームの原理が東南アジア3ヶ国でどのように受容されてきたのか、受容される過程でそれ以前の法原理とどのような折り合いを付けてきたのか、あるいは旧体制を完全に払拭したのか、グローバリゼーションあるいは世界的なイスラーム復興の流れの中で、近年大きな変化

が生じているのか。そのような問題が関心を惹く。もちろん本号の執筆者の皆様が取り上げるのは、そういった大きな問題そのものではなく、範囲が限定されたより具体的なテーマである。しかし、その具体的事例に関する研究成果を通じて、上に述べた課題の手がかりを得ることができるだろう。イスラームを中心的に取り上げるのは研究会としては今回が初めてであり、企画の趣旨自体が茫漠としているという批判がありうることはよく承知しているが、第1回目として、会員の皆様にこの問題の重要性を感じていただけるような発表をしていただけるものと確信している。